

- 5月29日終了週の米新規失業保険申請件数は5週間連続で減少し、2020年3月21日終了週以降で最低を記録。一方、失業保険等受給者合計は約1,526万件と、米国就業者数の10%に相当する水準に。
- 米国のおよそ半数の州が失業保険追加給付の延長を、9月の期限前に打ち切る方針を発表したとの報道。短期的に雇用や個人消費の動向に少なからず影響を与える可能性があり、注目される。

## 米新規失業保険申請件数は5週間連続で減少

3日に発表された5月29日終了週の新規失業保険申請件数は季節調整済みで38万5千件と、5週間連続で減少し、2020年3月21日終了週以降で最低を記録しました。市場予想は38万7千件（ブルームバーグ集計。以下、同じ。）でした。

州別（季節調整前）では、テキサスとフロリダが減少幅の上位を占め、件数はともに2020年3月21日終了週以降で最低となりました。

一方、5月22日終了週の失業保険継続受給者数は377万1千件と、市場予想の361万4千件を上回り、2週間ぶりに増加しました。前週は2020年3月28日終了週以降で最低でした。

## 失業保険等受給者合計の水準はなお高い位置に

米労働省は2020年3月に施行した「コロナウイルス支援・救済・経済保障法」にもとづく失業給付制度拡充策のうち、失業保険給付額を週300米ドル上乗せする措置のほか、従来の公的失業保険の支給対象ではない労働者に対する新たに拡大された失業給付制度（Pandemic Unemployment Assistance：PUA）や、通常の給付期間が切れた失業者に対する延長給付制度（Pandemic Emergency Unemployment Compensation：PEUC）の再延長を9月6日まで行う予定です。ただし、米国のおよそ半数の州がこの期限前に打ち切る方針を発表したと報道されています。

失業保険継続受給者数とPUA、PEUCにもとづく給付者数の合計（右下図）は、2020年末にかけて減少傾向をたどりまし。しかし、今年は下げ渋りの動きとなっており、足もとは約1,526万件と、米国の就業者数約1億5,118万人の10%に相当します。

## 失業保険追加給付の延長打ち切りの影響に注目

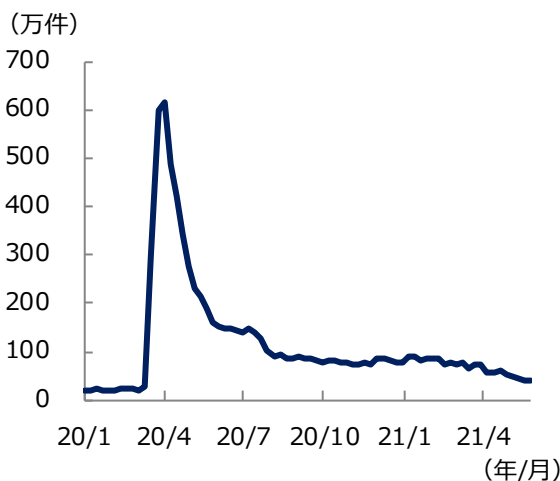
4日に発表された5月の米雇用統計で、非農業部門雇用者数は前月比55万9千人増と、同67万5千人増との市場予想を下回ったものの、2020年5月以降、回復傾向が続いています。しかし、失業保険等受給者合計の水準は新型コロナウイルス感染拡大以前と比較して、なお高い位置にあります。

こうしたなか、失業保険追加給付が延長打ち切りとなれば短期的に雇用や個人消費の動向に少なからず影響を与える可能性があり、注目されます。

※上記は過去の情報および作成時点での見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

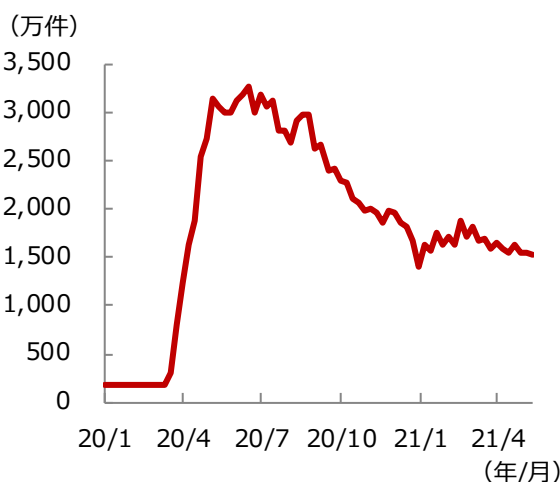
※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

## 米 新規失業保険申請件数の推移



※期間：2020年1月4日～2021年5月29日（週次）

## 米 失業保険等受給者合計の推移



※期間：2020年1月4日～2021年5月15日（週次）

出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

## 投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

### 【投資信託に係るリスクと費用】

#### ● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（リート）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

#### ● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

##### ■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.85%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

##### ■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限 年率2.09%（税込）

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料：上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

### 【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
  1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
  2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
  3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。